

令和 8 年度名護屋城博物館警備業務委託仕様書

1 警備の目的

- (1) 施設設備の安全確保
- (2) 不法、不良行為の発見、連絡、探知、防止及び排除
- (3) 火災、盗難、事故等の防止及び排除

2 警備の主眼

- (1) 施設及びその敷地内の不良行為者、不審者、潜伏者、不法侵入者の発見連絡探知及び排除
- (2) 扉等（出入口等）施錠すべき箇所の点検処置
- (3) 施設、設備、現金、物品、器具及び重要書類等の火災、盗難、毀損加害行為の防止
- (4) 隣接地帯から波及する危険性の探知予防
- (5) その他非常事態発生時における緊急連絡及び措置

3 重要点検設備箇所

- (1) 施錠すべき窓、扉、シャッター等の点検処置
- (2) 潜伏可能箇所の点検処置
- (3) 火気等の点検処置
- (4) 消火器及び消火栓の点検処置
- (5) 電源、照明灯及び不要電灯の点検処置
- (6) 危険物、可燃物の有無の点検処置

4 警備員の守秘義務

- (1) 業務従事中または作業に関して知り得た事項は、公私に関わらず漏洩させてはならない。

5 警備要領

(1) 警備体制及び作業時間

①警備員の配置については、下記の表「警備員の配置人数」以上とする。

また、休館日の昼間は、中央監視室 1 名以上とする。

②各種警報機器類は、中央監視室において集中制御方式であるため機械管理の経験者をあてること。

③警備の勤務時間

昼間は 8 時 30 分から 17 時 15 分まで、夜間は 17 時 15 分から翌日の 8 時 30 分までとする。

※警備員の配置人数

期 間	昼間（8:30～17:15）		夜間 17:15～ 翌 8:30	備 考
	中央監視室	展示室		
令和 8 年 4 月 1 日 ～ 9 年 3 月 3 1 日	1 名	2 名	2 名	開館日 3 0 9 日
延べ配置人数	3 6 5 人	6 1 8 人 (309 日×2 名)	7 3 0 人	

※①昼間勤務の場合、休憩時間 1 時間とする。

②夜間勤務の場合、仮眠時間を 1 名あたり 3 時間とする。

③休館日 ・毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日。ただし、5 月 7 日と 9 月 2 4 日は除く。）
・年末年始（1 2 / 2 9 ～ 1 / 3）

(2) 作業中は制服または指定の服を着用すること。

(3) 常駐警備は不特定時巡回とし、下記 6 警備主要箇所を 2 回以上巡回し、時刻鍵を打刻すること。

(4) 昼間及び夜間の警備が終了後、速やかに警備報告書を提出すること。

(5) 非常事態が発生したときは、警察署、消防署、施設管理者と連絡を取り、必要な措置をとること。

(6) 機械警備を併用し、機械警備に必要な経費は、受託者の負担とすること。

(7) その他の業務

- ・国旗・県旗の掲揚、降下
- ・休館の表示板設置、撤去
- ・冬季の融雪剤の散布
- ・台風時等の屋外設置物の飛散防止

6 警備主要箇所・時刻鍵設置箇所数

1 5 箇所以上

7 駐車場警備及び整理について

下記について、各日 2 名を配置すること。

実施後、駐車台数について報告すること。

・日時 5/2. 3. 4. 5. 6（5 日間）

9/19. 20. 21. 22. 23（5 日間） 計 10 日間

・従事時間 9 : 30 から 16 : 30 まで